

# 令和2年版環境白書

## 第2章 安全で安心できる生活環境の保全

### 第1節 水環境等の保全

#### 2. 水質汚濁の防止対策

##### (5) 漁業集落排水施設の整備

#### (1) 事業目的

漁業集落における生活環境の改善、漁港周辺水域の環境保全を図るため、生活雑排水、し尿を併せて処理する排水施設を整備します。また、供用中の排水施設について適切な維持管理を行うため、必要な長寿命化対策を推進します。

#### (2) 取組状況

##### ① 漁業集落環境整備事業

令和元年度末現在の本県の汚水処理施設の普及率は81.3%で、うち漁業集落排水施設の占める割合は2.1%となっており、県内の52地区で供用されています。令和元年度は、1地区で新規の施設整備を実施しています。

また、令和元年度末で、供用している52地区のうち36地区で漁業集落排水施設の長寿命化計画を策定しています。

#### 【担当課】

所属名	問い合わせ先
漁港漁場整備課	0852-22-5593